

平成21年12月18日

お客様各位

カードローンご利用に関する重要なお知らせ

拝啓 寒冷の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、貸金業法の改正に伴い、カードローンのご利用について、以下の対応をさせていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

貸金業法の改正は、法人の代表者個人様および個人事業主様とのご契約が、新たに実施される総量規制（1）の対象となる個人向け貸付けの契約に該当することとなり、現在のご契約形態のままでは完全施行日以降のお借入れができなくなります。

つきましては、お客様が引き続き事業のご資金として弊社をご利用いただくためには、お手順をお掛けしますが、新たにご契約を締結していただく、もしくは新たに書類を提出していただくことが必要となりますので、何卒ご理解いただき、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご対応いただく内容について
お客様とのご契約の内容に応じ対応が異なりますのでご注意ください。

法人の代表者個人様とのご契約の場合

- ・ご法人名義での金銭消費貸借基本契約証書の締結をお願いいたします。

個人事業主様とのご契約で契約締結日が平成19年12月18日以前の場合

- ・新しく金銭消費貸借基本契約証書の締結をお願いいたします。

個人事業主様とのご契約で契約締結日が平成19年12月19日以降の場合

- ・「事業計画書」「資金計画書」「収支計画書」3点の書類についてご提出をお願いいたします。

順次、本件に関するご案内文書を送付いたしております。詳細につきましては、弊社担当者からご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1 総量規制が実施されますと、個人の借入総額が、原則、年収等の3分の1までに制限されることとなります。

（ただし、事業資金などの借入れは一部が除外されます。）

なお、改正貸金業法に関する詳細は日本貸金業協会のホームページにてご確認ください。<http://www.j-fsa.or.jp/>
貸金業法の完全施行は、平成21年12月19日～平成22年6月18日の間のいずれかの日に施行される予定となっています。

本件によることなく、当社規定によりお借入れを停止する場合がございますので、予めご了承ください。

お問合せ先 フリーコール0077-7073